

道路特定財源をめぐる動きに対する緊急意見

道路特定財源に関しては、本年５月の「道路特定財源等に関する基本方針」において見直しにあたっての考え方などが示され、６月の「経済財政改革の基本方針２００８」でも、同方針に基づき見直しを行うとされた。

しかし、これらに示された、暫定税率の失効期間中の地方の減収に対する財源措置や、改革にあたり地方財政に影響を及ぼさないよう措置することなどに関しては、未だ、具体化されていない。

我々指定都市としては、地方の財政運営に支障が生じることなく、また、地方税財源の強化が確実に実現されるよう、次のとおり緊急に意見を表明する。

１ 地方の歳入欠陥に対しては、地方に負担をかけることなく、地方特例交付金により全額を早急に措置すること。

暫定税率の失効期間中の地方の歳入欠陥に関しては、閣議決定により、各地方団体の財政運営に支障が生じないように、国の責任において適切な財源措置を講ずるとされたが、未だ、具体的な内容は示されていない。

地方債発行などにより地方に負担をかけることは認められず、地方特例交付金により、歳入欠陥全額を早急に措置すること。

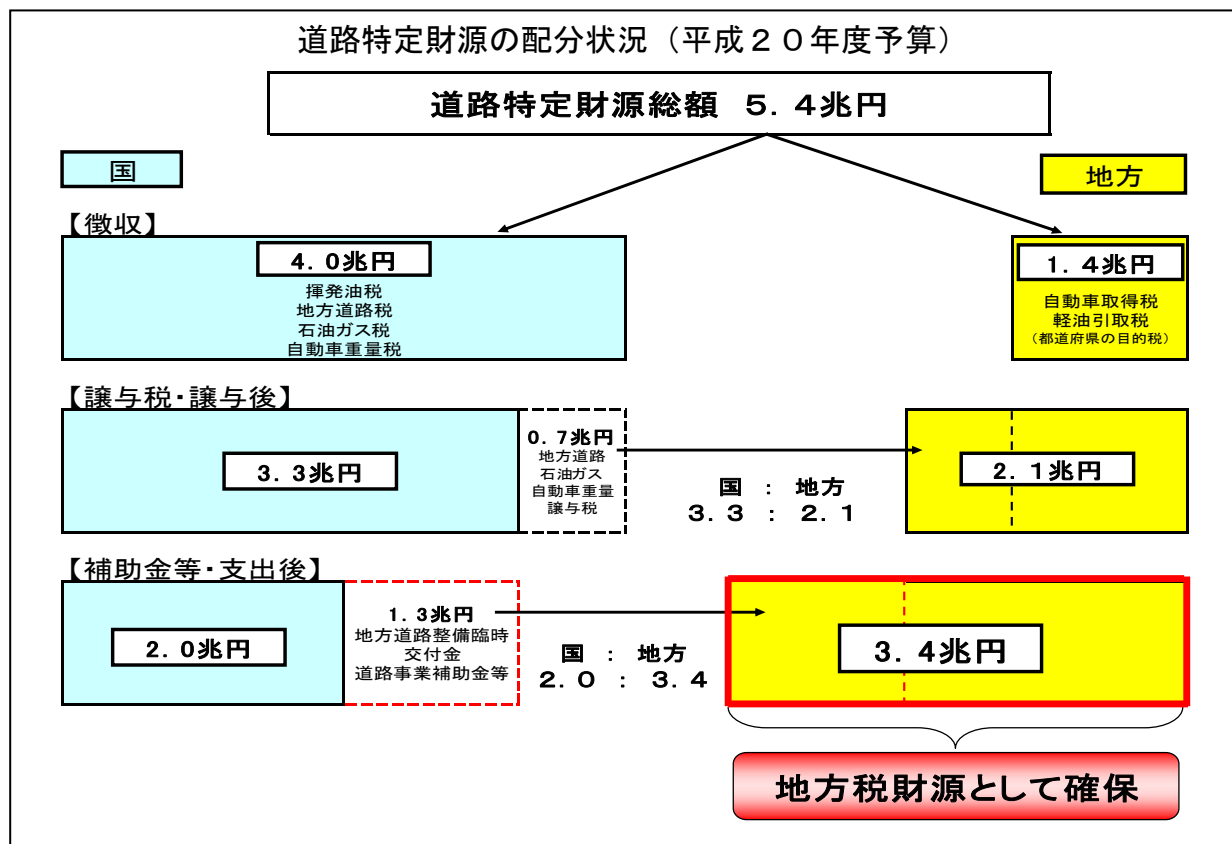
歳入欠陥見込額 指定都市合計 約８０億円

2 道路特定財源の一般財源化にあたっては、これまで地方に配分されてきた以上の額を確保し、地方が必要とする道路整備などの事業を地方の裁量で行えるよう、自由度の高い地方税財源の充実強化を図ること。

平成20年度当初予算においては、国と地方を通じた道路特定財源の税収5.4兆円のうち、地方分は、譲与税や交付金、補助金など約3.4兆円である。

道路特定財源の一般財源化にあたっては、本年6月に決定された「経済財政改革の基本方針2008」にもあるように、厳しい地方財政の状況や地方の道路整備の必要性、さらには、地方の道路予算のうち約6割を一般財源などによって賄っている実態なども踏まえ、これまで地方に配分されてきた以上の額を確保し、地方税財源の充実強化を図ること。

また、地方分権推進の立場から、地方が必要とする道路整備などの事業は地方の裁量で行えるよう、国と地方の役割分担、税財源のあり方などに関して改革を進めること。



平成20年7月29日
指定都市市長会